

差換預託LG契約に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則(以下「規則」という。)第54条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「差換預託LG契約」とは、商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)第179条第7項において準用する法第103条第7項に定める契約をいう。

2 この要綱において「預託の猶予」とは、法第179条第7項において準用する法第103条第9項の規定により、差換預託LG契約の効力の存する間に限り、法第179条第1項第1号イ(同条第2項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限り。)又は同号ハにおいて当社に預託されることとなっている金額に相当する取引証拠金の全部又は一部について、預託を猶予することをいう。

3 この要綱において「銀行等」とは、商品先物取引法施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。)第45条において準用する省令第44条第1項に規定する銀行等をいう。

(契約書)

第3条 清算参加者又は取次者(以下「清算参加者等」という。)が銀行等との間で差換預託LG契約を締結する際の契約は、「差換預託LG契約に係る契約書(別紙1)」(以下「契約書」という。)によらなければならない。

(複数銀行の場合の契約内容)

第4条 契約書には、法及び省令において規定する事項の他、清算参加者等が複数の銀行等との間で差換預託LG契約を締結した場合において当社の指示に応じて預託することとなる金額(以下「当社指示額」という。)について、当社指示額がそれぞれの銀行等の契約預託金額(差換預託LG契約第2条の契約預託金額をいう。以下同じ。)の合計額を下回る場合は、それぞれの銀行等に係る当社指示額がそれぞれの銀行等に係る契約預託金額に応じて按分される旨の規定が盛り込まれていなければならないものとする(円未満は切り捨てるものとする。)。ただし、その規定にかかわらず、当社は、その按分によらずに特定の銀行等に対し預託を請求することができる。

(契約有効期限)

第5条 差換預託LG契約は、月の1日を開始日とする年間契約であるものとする。

(契約締結に係る承認申請書の提出)

第6条 清算参加者等は、銀行等との間において差換預託LG契約を締結しようとするときは、預託の猶予を当社から受けようとする営業日の属する月の前月1日(休日の場合は、その前営業日)までに主務大臣に対して、次の各号に定める承認申請書並びに必要な書類を提出しなければならない。

- (1) 差換預託LG契約の締結に係る承認申請書(別紙2)
- (2) 契約書案

(契約内容の変更又は契約の解除に係る承認申請書の提出)

第7条 清算参加者等は、銀行等との間において差換預託LG契約の内容を変更又は解除しようとするときは、変更内容に基づく預託の猶予を当社から受けようとする営業日又は契約の解除をしようとする営業日の属する月の前月1日(休日の場合は、その前営業日)までに主務大臣及び当社に対して、次の各項に掲げる必要書類を提出しなければならない。

- 2 契約の内容を変更する場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 差換預託LG契約の変更に係る承認申請書(別紙3)
 - (2) 契約の変更案
- 3 契約を解除しようとする場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 差換預託LG契約の解除に係る承認申請書(別紙4)
 - (2) 契約の解除合意書案
- 4 取次者は、第2項及び第3項の各号に定める承認申請書及び必要書類について、当該取次者の取次先清算参加者(以下「取次先清算参加者」という。)を通じ当社に届け出なければならない。
- 5 清算参加者が商品取引清算資格の喪失により、契約を解除するときは、第1項の規定にかかわらず、第3項に掲げる必要書類を遅滞なく届け出るものとする。

(承認又は不承認の通知)

第8条 当社は、前条の申請書の提出を受けた場合は、承認又は不承認の別及びその他必要な事項を「差換預託LG契約に関する承認通知書(別紙5)」又は「差

換預託LG契約に関する不承認通知書(別紙6)」により、清算参加者等に対し通知するものとする。

- 2 当社は、取次者に前項の通知をした場合にあっては、取次先清算参加者に対し取次者に通知した別紙5又は別紙6の写しを通知するものとする。
- 3 取次者は、取次先清算参加者に対し差換預託LG契約の内容の変更又は契約の解除について、主務大臣及び当社の承認が得られたことを書面により通知しなければならない。

(契約の届出)

第9条 清算参加者等は、第6条及び第7条の規定により差換預託LG契約を締結したとき、変更契約を締結したとき又は解除契約を締結したときは、次の各項に掲げる書類を主務大臣及び当社に届け出なければならない。

- 2 差換預託LG契約を締結した場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 差換預託LG契約の締結に係る届出書(別紙7)

(2) 当該契約の締結について主務大臣が承認したことを証する書面の写し

(3) 差換預託LG契約書の写し(銀行等の代表取締役印が押印された証明書(主務大臣に対しては、当該証明書の写しにつき原本証明した書面。)が付属したものとする。)及び届出書提出日前三月以内に作成された当該銀行等の代表取締役の印鑑証明書(主務大臣に対しては当該証明書の写しを添付することができる。)

(4) 差換預託LG契約に関する状況報告書(別紙10)

- 3 変更契約を締結した場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 差換預託LG契約の変更に係る届出書(別紙8)

(2) 当該変更契約の締結について主務大臣が承認したことを証する書面の写し

(3) 当該変更契約の締結について当社が承認したことを証する書面の写し

(4) 差換預託LG契約に係る変更契約証書の写し(銀行等の代表取締役印が押印された証明書(主務大臣に対しては、当該証明書の写しにつき原本証明した書面。)が付属したものとする。)

(5) 差換預託LG契約に関する状況報告書(別紙10)

- 4 解除契約を締結した場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 差換預託LG契約の解除に係る届出書(別紙9)

(2) 当該契約の解除について主務大臣が承認したことを証する書面の写し

(3) 当該契約の解除について当社が承認したことを証する書面の写し

(4) 差換預託LG契約の解除合意書の写し(主務大臣に対しては、当該合意書の写しにつき原本証明した書面とする。)

(5) 差換預託LG契約に関する状況報告書(別紙10)

- 5 取次者は、第2項から第4項に掲げる書類のほか、取次先清算参加者が当該取次者に対し差換預託LG契約に基づき取引証拠金の預託の猶予を受けることを承諾する書類を添付して、取次先清算参加者を通じ当社に届け出なければならない。

(届出の受理)

第10条 当社は、前条第2項の規定による届出を受理したときは、「差換預託LG契約に関する確認通知書」(別紙11)により、当該届出を受理したこと及びその他必要な事項を清算参加者等に通知するものとする。

- 2 当社は、前条第5項の届出があった場合は、取次先清算参加者に対し、前項に定めるところにより取次者に通知した別紙11の写しを通知するものとする。

(届出の期限)

第11条 第9条第1項の届出は契約の種類にかかわらず、当該契約の開始日、変更日又は解除日の5営業日前までに当社に届け出なければならない。

(届出がない場合の取扱い)

第12条 清算参加者等は、第9条第1項の規定による差換預託LG契約の当社への届出を、前条に定める期限までに行わない限り、取引証拠金の預託の猶予、契約の内容の変更及び契約の解除の適用を受けることができない。

(契約変更に伴う預託猶予額の預託指示)

第13条 当社は、第7条の規定に基づく契約変更の申請が契約預託金額に係るものであり、法第179条第7項において準用する法第103条第9項の規定により預託を猶予した取引証拠金の額(以下「預託猶予額」という。)を減額することにより、当社に預託すべき委託分の取引証拠金の額に不足が生ずることとなる場合は、清算参加者等に当社が指定する営業日までにその不足額を預託させるとともに、当該指定日から契約変更の適用日まで(以下、「指定期間」という。)不足が生じないことを条件とし、それがなされない場合は当該申請に係る承認を無効とする。ただし、規則第53条の規定により当社が預託を指示する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項の不足額は、指定期間における各営業日の前営業日の委託分の取引証拠金について計算するものとし、預託猶予額の減額に伴い不足する額とする。

(契約解除に伴う預託猶予額の預託指示)

- 第14条 当社は、第7条の規定に基づく差換預託LG契約の解除に係る申請があった場合は、清算参加者等に当社が指定する営業日までに当該解除に伴う不足額を預託させるとともに、指定期間につき不足が生じないことを条件とし、それがなされない場合は当該申請に係る承認を無効とする。ただし、規則第53条の規定により当社が預託を指示する場合にあっては、この限りでない。
- 2 第13条第2項の規定は、前項の不足額の計算につき準用する。この場合において、同条第2項中「預託猶予額の減額」とあるのは、「契約の解除」と読み替えるものとする。

(契約の更新)

- 第15条 清算参加者等は、契約期間の満了に伴い契約を更新する場合は、現契約の契約期間満了日の属する月の前月1日(休日の場合は、その前営業日)までにその旨を通知するとともに、第6条及び第9条の規定による必要な手続きをとらなければならない。
- 2 更新契約開始日の5営業日前までに再契約の届出がない場合は、契約期間の満了に伴う再契約がなされないものとみなし、第16条第2項の規定に順ずる措置を講ずるものとする。

(契約の終了)

- 第16条 清算参加者等は、契約期間の満了に伴い契約を終了する場合は、現契約の契約期間満了日の1か月前(休日の場合は、その前営業日)までにその旨の通知を「差換預託LG契約の期間満了に伴う通知」(別紙12)により当社に届け出なければならない。この場合、取次者は、取次先清算参加者を通じ当社に届け出なければならない。
- 2 清算参加者等は、契約を終了することにより委託分の取引証拠金に不足が生ずる場合には、契約期間満了日の5営業日前から契約期間満了日までの間、当該不足する額について委託分の取引証拠金として当社に預託しなければならない。この場合において、当該不足額の預託がなされない場合には、当社は、銀行等に対し規則第53条の指示を行うものとする。
- 3 第13条第2項の規定は、前項の不足額の計算につき準用する。この場合において、同条第2項中「預託猶予額の減額」とあるのは、「契約の終了」と読み替えるものとする。

(銀行等からの通知)

第14条 清算参加者等は、差換預託LG契約を複数の銀行等との間で締結している場合、銀行等から契約預託金額を限度として預託猶予額の通知請求があったときは、これに応じなければならない。

付 則

この要綱は、令和2年7月27日から実施する。